

# 現金による還付申請はお早めに

令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間内に施設の申し込みをし、使用料支払済の予約で、悪天候等により施設が使用出来なかった場合やキャンセル等の現金による還付申請は、下記の期日まで、窓口にてお手続きをお願いいたします。

## 令和7年5月5日(月)まで

なお、上記の予約分を令和7年5月6日(火)以降に還付申請をされた場合は、口座振り込みによる返金となり、現金による返金は出来ませんので、ご了承ください。

また、七北田公園体育館について、指定管理者の交代により、4月1日から当面の間、現金による還付ができません。その間は、近隣他施設の窓口をご利用ください。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

仙台市